



奈良労働局発表  
令和元年8月9日

【照会先】

奈良労働局労働基準部賃金室  
室長 岩崎 靖  
室長補佐 梅澤 正史  
電話 0742-32-0206

報道関係者 各位

令和元年度 奈良県最低賃金の改正決定について（答申）

奈良地方最低賃金審議会（会長 多田 実）は、令和元年8月9日に本審議会を開催し、本年7月1日に奈良労働局長（川村 徹宏）から諮問を受けた奈良県最低賃金の改正決定について、答申を行った。

答申による引上げ額等は、次のとおりである。

最低賃金の件名	現 行	令和元年度（今回の答申）		
	時 間 額	時 間 額	引 上 げ 額	引 上 げ 率
奈良県最低賃金	811円	837円	26円	3.21%

今回の答申は、現下の最低賃金を取り巻く状況、関係労使からの意見等及び最低賃金に関する実態調査結果など踏まえ、数次にわたる審議の結果なされたものである。

奈良労働局長（川村 徹宏）は、今回の答申の内容について、8月9日付けで「奈良地方最低賃金審議会の意見に関する公示」を行った。

この公示では、当該改正決定に異議のある関係労使は、8月26日までに、異議の内容及び理由を異議申出書で提出することとしている。

異議申出がなければ、官報公示を経て、効力発生は本年10月5日からとなる予定である。

異議申出があれば、異議の内容等について本審議会において再度審議が行われる。

## 令和元年度の審議会経過について

## 「本審議会」

第1回	R01.6.19	第480回	奈良地方最低賃金審議会
第2回	R01.7.1	第481回	奈良地方最低賃金審議会（諮問）
第3回	R01.8.1	第482回	奈良地方最低賃金審議会
第4回	R01.8.9	第483回	奈良地方最低賃金審議会（答申）

## 「専門部会」

第1回	R01.7.25	奈良県最低賃金専門部会
第2回	R01.7.31	奈良県最低賃金専門部会
第3回	R01.8.1	奈良県最低賃金専門部会
第4回	R01.8.5	奈良県最低賃金専門部会（結審）

## 奈良県最低賃金の推移

年 度	最低賃金額（時間額）	引上げ額	引上げ率
平成27年度	740円	16円	2.21%
平成28年度	762円	22円	2.97%
平成29年度	786円	24円	3.15%
平成30年度	811円	25円	3.18%
令和元年度	837円	26円	3.21%